

不正競争防止法の一部を改正する法律案(閣法第三九号)(先議)要旨

本法律案は、事業者間の公正な競争の確保の観点から、事業者が保有する営業秘密の一層の保護を図るための措置を講じようとするものであり、主な内容は次のとおりである。

- 一、営業秘密侵害罪の構成要件の見直し
- 1 「不正の競争の目的で」を「不正の利益を得る目的で、又はその保有者に損害を加える目的で」に変更する。
- 2 詐欺等行為又は管理侵害行為により、営業秘密を不正に取得する行為について、その方法を限定することなく罰則を適用する。
- 3 営業秘密の管理者が営業秘密の管理に係る任務に背く形で営業秘密を領得する行為について、記録媒体の横領、複製の作成、消去義務への違反による場合に限り、罰則を適用する。

二、施行期日

この法律は、公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。